

医療法人 社団 千春会 (介護保険外) 自費サービス 契約書

_____ (以下、「利用者」といいます) と 医療法人社団 千春会 (以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に提供する介護保険外の自費サービス (以下「サービス」といいます) について、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおりに契約を行います。

1. 契約の目的と内容について

事業者は利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の希望に添ったサービスに対する所定の利用料及びその他の費用 (以下、「利用料等」といいます) を支払います。

(1) サービスの内容について

【訪問サービス】※記載にないものは応相談

項目	内容
<介護 (身体介助)> 食事介助 入浴介助 排泄介助 清拭・部分浴 体位変換 その他	食事摂取に対する一部または全介助、見守り等 入浴時の洗身、洗髪、着衣の着脱、移動等 排泄時のトイレ誘導、ポータブルトイレ移乗、オムツ交換等 全身清拭、部分清拭、手浴、足浴、洗髪等 仰臥位、側臥位、座位、端座位等、身体的位置変換 通院付き添い、買い物等外出の介助、
<介護 (生活支援)> 買い物 調理 掃除 洗濯 その他	食料品、日常生活用品等の買い物代行 一般的な調理、調理の後片付け等 掃除機がけ、雑巾がけ、トイレ、風呂の掃除、年末大掃除 等 衣類、シーツ等 日常の一般的な洗濯 衣類の整理、被服の補修、寝具干し等 庭の手入れ、ペットの散歩、書類作成代行、娯楽付き添い
<看護> <リハビリ> <栄養指導> <歯科衛生>	病状や健康状態の管理、服薬指導、看取り看護 リハビリ管理・指導、介護用品等に紹介 栄養および食事管理・指導、 口腔ケア管理・指導

【通所サービス】

項目	内容
<延長/宿泊サービス>	介護保険サービス利用前後の延長および宿泊

ただし、サービスの内容は本契約の目的に則したものとし、公序良俗に反する内容または社会通念上不当な内容のサービスの場合、事業者はこれを拒否できます。

(2) サービス提供の時間帯および利用者が事業者を支払う所定の利用料等について

① サービス提供時間および利用料等について（※別紙料金表 参照）

【訪問サービス】・24 時間対応いたします。

【 共 通 】・年末年始（12/30～1/3）は規定料金の 25%増となります。

② その他の費用の有無、利用者の費用負担

ア サービス提供にあたり必要となる交通費	当該交通手段による実費を申し受けます。
イ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道	利用者様の別途負担となります。
ウ キャンセル料	次の③に別途記載のとおり

③ サービス利用のキャンセル（※別紙料金表 参照）

サービスの利用のキャンセルについては、利用者がサービス提供 1 時間前までに事業者へ通知した場合、利用料等を負担する必要がありません。

なお、利用者がサービス提供 1 時間前までにサービスの利用のキャンセルを通知しなかった場合、事業者は利用者に対して、この契約において定める所定のキャンセル料を請求することができます。

※ ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情によるキャンセルについては、事業者はキャンセル料を請求できません。

④ 利用料等の計算期間と支払い

利用者は利用月ごとの上記利用料等の所定の利用料等を、事業者が利用月の翌月 25 日までに利用者に届ける請求書（利用明細付属）を確認の上、翌月 27 日（ゆうちょ銀行の場合は 25 日）までに、原則として指定口座からの自動引き落としで支払うものとします。

なお、事業者は利用者からの支払いを受けたときは、利用者宛の領収書を発行します。

2. 契約の期間について

この契約の契約期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から始まり、解除の時をもって終了するものとします。

3. 契約内容の変更、契約の解除と自動終了について

この契約内容の変更、契約の解約と自動終了の条件については、次のとおりです。

(1) 契約内容の変更

① 利用料等の変更

- ア 事業者は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更（増額又は減額）を行おうとする場合には、契約の一部を変更する文書を作成し、利用者等の変更の予定日から2週間以上の期間において、利用者にその内容を通知するものとします。
- イ 利用者が利用料等の変更を承諾する場合には、この契約の一部変更契約の事業者と締結します。
- ウ 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者にも書で通知することで、この契約を解約することができます。

②利用サービス内容の変更

サービスの内容が、利用者の合意により変更され、事業者が提供するサービス内容が変更となる場合には、事業者は予め利用者に書で説明し、承諾を得てこの契約の一部変更契約を締結するものとします。

ただし、変更内容が利用者の費用負担の増減を伴わない場合には、利用者の承諾を得た上で、サービスの内容の変更合意書締結に代えることができます。

(2) 契約の解約

①利用者から行う解約措置

ア 利用者は、契約期間中に、この契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。

ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院などやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日前以内であっても、申し出により、この契約を解約することができます。

イ つぎの場合、利用者は事業者にも通知することにより事前申出の期間を設けることなくこの契約を解約することができます。

(ア) 事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合

(イ) 事業者が守秘義務に反した場合

(ウ) 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(エ) 事業者が破産した場合

(オ) その他事業者がこの契約に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

②事業者から行う解約措置

事業者は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した書で通知することにより、この契約を解約することができます。

ただし、次の場合には、1ヶ月以上の期間の事前申出の期間なしに、この契約を解約することができます。

- ア 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを3ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。
- イ 利用者又は利用代理人が、事業者や職員又は他の利用者に対して、信頼関係を損なう行為を行った場合。

(3) 契約の自動終了

- ア 利用者が社会福祉施設等に入所した場合
- イ 利用者の転居等によりサービスの実施が困難となった場合
- ウ 利用者が死亡した場合

4. 事業者の責務について

(1) サービス提供の記録

事業者は、サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

事業者はサービス提供記録をつけることとし、サービス提供の日から2年間保管します。

利用者は、事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(2) 秘密保持及び個人情報の保護

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 賠償責任

ア 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

イ 利用者は、事業所の施設・設備について、滅失、破損、汚損、もしくは変更等をした場合は、認知症状等を問わず、自己の費用により、現状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

(4) 緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等及び緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	医師名	
	連絡先	
ご家族	氏名	続柄 ()
	住所	
	電話番号	
	氏名	続柄 ()
	住所	
	電話番号	

(5) 連携

事業者はサービスの提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

5. 契約内容の履行と契約外事項の取扱いについて

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

この契約に定めのない事項については、民法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

6. 合意裁判管轄について

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを、利用者および事業者は予め合意します。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上 1 通ずつ保管するものとします。

契約締結日 _____ 年 月 日

契約者氏名

【利用者】

住 所

氏 名

印

【代理人】

住 所

氏 名

印

【事業者】

事 業 者

医療法人社団 千春会

住 所

京都府長岡京市開田 2 丁目 14-26

代表者氏名

理事長 菊地 孝三

印

事 業 所

住 所

管理者氏名

時間(分)	介護 (生活支援)	介護 (身体介助)	看護	リハビリ	栄養指導	歯科衛生
0 ~ 15	509	712	1,527	1,629	1,018	611
16 ~ 30	1,018	1,425	3,055	3,259	2,037	1,222
31 ~ 45	1,527	2,138	4,583	4,888	3,055	1,833
46 ~ 60	2,037	2,852	6,111	6,518	4,074	2,444
61 ~ 75	2,546	3,565	7,638	8,147	5,093	3,055
76 ~ 90	3,055	4,277	9,166	9,777	6,111	3,666
91 ~ 105	3,565	4,990	10,694	11,407	7,129	4,277
105 ~ 120	4,074	5,703	12,222	13,037	8,147	4,888
121 ~ 135	4,328	6,059	12,986	13,852	8,657	5,194
136 ~ 150	4,583	6,416	13,750	14,666	9,166	5,500
151 ~ 165	4,837	6,772	14,513	15,481	9,675	5,805
166 ~ 180	5,093	7,129	15,277	16,296	10,184	6,111

(別紙) 料金表

介護サービス 契約書 (自費サービス)

【訪問サービス】 (15分毎)

(単位：円)

- ◆120分以上は50%割引 (180分以上の場合も、15分毎に算定 (50%割引))
- ◆早朝 (6~9時) および夜間 (17時~22時) は25%増、深夜 (22時~6時) は50%増

【通所サービス】 (30分毎)

(単位：円)

時間(帯)	延長/宿泊サービス	居室料(宿泊時)
7:30~9:29	254	50
9:30~17:29	254	
17:30~21:29	254	50
21:30~7:29	50	50

(単位：円)

その他	費用
食費	(朝) 402 (昼) 682 (夕) 840
(個室)テレビ利用	315
オムツ類	実費

【キャンセル料について】（訪問・通所サービス共通）

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

当日のサービス提供開始1時間前までにご連絡いただいた場合	無料
当日のサービス提供開始1時間前から開始時間までにご連絡いただいた場合	上記料金表の50%
当日のサービス提供開始をすぎてもご連絡がなかった場合	上記料金表の100%